



これ以上、苦しめないで…



(漫画：桜田幸子さん)

当事者の立場に立った支援が大切です

誰もが事件や事故に巻き込まれ、被害者やその家族の立場になる可能性があります。

被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的な被害や治療費の支出などの経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道等により、二次被害を受ける場合もあります。

だからこそ、被害者の現状を理解し、被害者の心に寄り添い、被害者の視点で支えていくことが大切です。



どんな課題がありますか？

犯罪被害者やその家族は、ある日突然不法な行為により、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、収入が途絶え、生活ができないといった経済的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心ないうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けることがあります。また、家事や子育て、就労などの様々な日常生活への影響においても苦しんだり、周囲との接触をためらい、社会から孤立してしまう事例も見受けられます。

直接的被害

- ・精神的被害：恐怖心、絶望など
- ・身体的被害：外傷、後遺症など
- ・経済的被害：金品、財産の損失など
- ・社会的被害：社会的地位や名誉の損失など

二次被害

- ・興味本位のうわさや心ない中傷
- ・行き過ぎた取材や事実と異なる報道
- ・捜査や裁判の過程での精神的・金銭的負担

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ 犯罪被害者等基本法〔2004 制定〕
- ・ 犯罪被害者等基本計画〔2005 策定 2021 改定〕

● 熊本県の主な取組み

1 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実

犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けられる環境の整備に取り組みます。

2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

犯罪被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための啓発等に取り組みます。

〔関係する主な計画等〕

熊本県犯罪被害者等支援条例〔2020 制定〕

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進しています。

公益社団法人くまもと被害者支援センター〔2003 設置(2009 公益社団法人へ移行)〕

熊本県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」。犯罪被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケア・付添いといった直接的支援や、支援者の育成、自助グループへの援助などを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資する業務に取り組んでいます。

性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと〔2015 設置〕

本人の意思に反する性的な暴力による被害者（性暴力被害者）の心身の負担を軽減し、その回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化を防止することを目的とした、性暴力被害者のためのワンストップの支援活動を、産婦人科医療機関、弁護士会、臨床心理士会等の関係機関団体と協力・連携して進めています。

